令和6年度鴨川小学校 いじめ防止基本方針全体計画

- 日本国憲法
- ·教育基本法
- •学校教育法
- ・いじめ防止対策推進法
- ·加東市いじめ防止基本方針

学校教育目標

向上心 ・ふるさとを愛し、ともに挑み、 つながり 高め合う鴨川っ子一

教職員の基本認識

〇学校・地域の実態

・小規模校・複式学級の良さで児童に目 が行き届きやすく、つながりが密になる。 ・豊かな地域(自然、歴史、文化等)を心

のよりどころにする。 〇児童(生徒)の実態

- ・児童は素直で何事にも前向きに取り組 む。しかし、人間関係が固定化、序列化す
- ・日常的に地域の人々と子どもとの接点 が少ない。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。 (3)
- 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。 4
- (5)暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大 な危険が生じる。
- いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。 6
- $\overline{7}$ いじめは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに黙認の了解を与えてしま う傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

(『いじめ対応マニュアル』(兵庫県教育委員会)より)H29.8〈改訂版〉

未然防止

早期発見

早期対応

いじめを生まない土壌づくり 子どもの変化を敏感に察知

- 〇豊かな心の育成
- ○特別活動の充実
- 〇主体的な活動の推進
- 〇人権教育講演会等啓発活動
- ○ネット見守り隊研修会
- ○いじめ問題の正しい理解の 普及
- ○いじめ防止のための教職員 の資質能力向上

- 〇日々の観察
- ○面談(月1回)
- 〇日記や生活ノート(連絡帳)
- 〇教育相談
- ○学級アセスメント事業の実
- 〇いじめ実態把握調査

いじめ発生

緊急対策会議

○ネット見守り隊活動の推進

問題を軽視せず、迅速かつ 組織的に対応

- ※いじめ防止対策委員会を招集
- 〇正確な実態把握
- 〇指導体制、方針決定
- 〇子どもへの指導・支援
- 〇保護者・地域との連携
- 〇継続的な指導・経過観察 〇心の教育の充実等再発防止
- 〇関係機関との連携

いじめ防止対策委員会

【構成員】

校長、教頭、生活指導担当、学級担任、専科担任、養護教 諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等

【調査班】

担任、専科、養護教諭

【対応班】

生活指導担当、担任、養護教諭

•学校評議員会

•保護司

•PTA

民生児童委員会

●保護者、地域との連携

●校内組織

- •生活指導委員会
- •学校教育改革推進委員会
- ·研究推進委員会

